農業制度資金のごあんない

『こんなときはこんな資金を』

〇施設・機械等の取得

農舎・ハウス等 の整備

又は農機具

農家経営安定資金 (P4)

展業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P11) (公庫) 経営体育成強化資金 (P13) (公庫)農林漁業施設資金 (P14) の購入資金

〇作物の植栽

果樹・花きの 植栽のための 資 金

農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P11) (公庫)経営体育成強化資金 (P13)

〇種苗・肥料等の運転資金

種苗・肥料の 購入等の 運転資金 農家経営安定資金 (P4) 農業近代化資金 (P8) スーパーS資金 (P10) (公庫) スーパーL資金 (P11)

(公庫) 経営体育成強化資金 (P13)

○家畜の購入

家畜購入 のための 資 金 農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパー L 資金 (P11) (公庫) 経営体育成強化資金 (P13)



集落営農推進応援歌 「未来のために」 CDジャケットより イラスト 阿部和弘

〇地域産業6次化の推進

〇新規参入・新規部門導入

法人化又は法人構成員への	農業近代化資金 (P8)
参加のための資金	(公庫) スーパーL資金 (P11)
施設整備等資金	農業近代化資金(P8) (公庫) スーパーL資金(P11) (公庫) 農業改良資金(P12) (公庫) 農林漁業施設資金(P14)

農業近代化資金 (P8)

(公庫) 青年等就農資金 (P11) (公庫) スーパーL資金 (P11)

(公庫) 農業改良資金(P12) (公庫) 経営体育成強化資金(P13)

〇農地等の取得・借入・造成

辰地寺の収付貝亚	(公庫) スーパーL資金 (P11) (公庫) 経営体育成強化資金 (P13)
農地を借りて規模 拡大するための 資 金	農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P11)
農地等を改良・ 造成するための 資 金	農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P11) (公庫) 経営体育成強化資金 (P13) (公庫) 農業基盤整備資金 (P14)

農家経営安定資金 (P4)

〇負債の整理・経営の維持

農家経営安定資金 (P4) 農業経営負担軽減支援資金 (P10)		
のための資金 (公庫) スーパーL資金 (P11) (公庫) 経営体育成強化資金(P13)	経営維持	農業経営負担軽減支援資金 (P10) 畜産特別支援資金 (P10) (公庫) スーパーL資金 (P11)

〇災害対策資金

のための資金

新規参入· 新規部門導入

災害対策 のための 資 金	農家経営安定資金 (P4~7) (公庫) 農林漁業セーフティネット 資金 (P13) (公庫) 農林漁業施設資金 (P14) (公庫) 農業基盤整備資金 (P14)

〇高病原性鳥インフルエンザ関連

高病原性鳥インフルエンザの発生等により 影響を受けた畜産経営体向け資金

家畜疾病経営維持資金 (P10) (公庫)農林漁業セーフティネット資金 (P13)

(資金によって使途、貸付対象者、貸付利率及び貸付限度額等が異なっていますので、 次ページ以降にてご確認ください。)

令和7年5月

県 福 島

農業経営再建のための農業金融支援について

『東日本大震災』により被害を受けた方(被災したことの証明を受けた方)に対する 制度資金の融通について、特例措置が講じられます。

		資 金 名	対 象 者	資金使途	償還期限•据置期間 ※2	備考
	(中長期) 緊急運転	農林漁業セーフティ ネット資金	主業農業者	災害復旧の中長 期の運転資金	期限 15年→18年 (据置 3年→6年)	貸付限度額を600万円(特認:年間経営費等の6/12) ↓ 1,200万円(特認:年間経営費等の12/12) に拡充(対象:原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農業者)
公庫		農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業者	施設等の修理	期限 15年→18年 (据置 3年→6年)	貸付限度額 負担額の80%又は1施設あたり 300万円(特認 600万円)
資金	施設復	スーパーL資金	認定農業者等	施設資金、長期運転資金	期限 25年→28年 (据置 10年→13年)	貸付限度額 個人 3億円(特認 6億円) 法人 10億円(特認 20億円)
	8 旧 等	経営体育成強化資金	主業農業者	施設資金、長期運転資金	期限 25年→28年 (据置 3年→6年)	貸付限度額 個人 1.5億円 法人・集落営農組織 5億円
		農業基盤整備資金	主業農業者	施設資金	期限 25年→28年 (据置 10年→13年)	貸付限度額 対象事業の当該年度地元負担額 最低限度額は1件当たり50万円
民間	施設復旧等	農業近代化資金	主業農業者	長期運転資金、施設資金	期限 15年→18年 (据置 7年→10年)	貸付限度額 個人 1,800万円 法人 2億円
資金	負債整理	農業経営負担軽減 支援資金	主業農業者	営農に係る負債 整理	期限 10年 【特認15年】 →18年 (据置 3年 【特認3年】) →6年	貸付限度額 営農に係る負債の限度内

- ※1 東日本大震災(地震・原発事故による災害)による被害を受けた方については、次の特例措置があります。
 - ①最長18年無利子
 - ②公庫資金及び農業近代化資金は実質的に無担保、無保証人
 - ③農業信用基金協会の保証料の免除
 - ④貸付契約の際の印紙税が免除

なお、上記①から③の特例措置に係る対象者は、原子力被災12市町村にほ場、事業所その他事業拠点を有する原子力発電所の事故の影響を受けている農業者であって、次のいずれかの要件を満たす方です。

- 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者
- 東日本大震災の影響により年間販売額が減少した者
- ※2 償還期限及び据置期間の特例(それぞれ3年延長)は、次のいずれかに該当する者であって、原子力発電所の 事故による災害の影響を受けている者に適用されます。
 - ① その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
 - ② その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

ウクライナ情勢に伴う『原油価格・物価高騰等』による影響を受けた方に対する 制度資金の融通について、特例措置が講じられます。

		資 金 名 対		資 金 名 対 象 者 資金使途		資金使途	償還期限•据置期間	備考
公庫	(中長期)緊急運転	農林漁業セーフティ ネット資金	主業農業者	災害復旧の中長 期の運転資金	期限 15年 (据置 3年)	貸付限度額 600万円(特認:年間経営費の6/12) ※ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰の影響を受けた農業者 上記貸付限度額とは別枠で600万円 (特認:上記特認とは別枠で年間経営費の6/12)		
資金	負債整理	経営体育成強化資金 (負担軽減のみ)	主業農業者	営農に係る負債 整理等	期限 25年 (据置 3年)	貸付限度額 個人・農業参入法人 1.5億円 法人・集落営農組織 5億円		

民間	施設復旧等	農業近代化資金	主業農業者	長期運転資金、施設資金	期限 15年 (据置 7年)	貸付限度額 個人 1,800万円 法人 2億円
資金	負債整理	農業経営負担軽減 支援資金	主業農業者	営農に係る負債 整理	期限 10年【特認15年】 (据置 3年【特認3年】)	貸付限度額 営農に係る負債の限度内

- ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた方については、次の特例措置があります。
 - ①貸付当初5年間実質無利子(農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金) ②貸付限度額の引き上げ(農林漁業セーフティネット資金) ③実質無担保・無保証人(農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金)

【問い合わせ先】

• (株)日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TELO24-521-3328 ホームページアドレス http://www.jfc.go.jp



JA、銀行など各融資機関

農家経営安定資金(福島県独自の制度)

県単独の資金で、主に他の制度資金で対象にならないものが対象となります。

【取扱機関:農協、銀行、信金】

資金の種類	資 金 の 使 途	貸付対象者	貸付利率 (令和7年5月19日現在)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額				
小災害資金	天災等により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るために必要な資金	農業を営む個人・団体	年 % 1.80	年以内 5(1)	300万円				
現在ご利用可能な資金 【東日本大震災農業経営対策特別資金】→5ページをご覧ください。 【原油価格・物価高騰対策資金】→6ページをご覧ください。 【令和7年2月大雪災害資金】→7ページをご覧ください。									
負債整理資金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債を借換えるのに必要な資金	農業を営む 個人・団体	1.80	6(1)	300万円				
経営支援資金	「産地生産力強化総合対策事業 (産地育成整備事業) 実施要 領」に基づく事業を実施するために必要な資金	農業を営む 団体	1. 30	5(1)	補助事業の事業主体負担経費の額以内				
農業経営高度化資金	農業経営の規模拡大、資本装備の高度化等農業経営の改善に必要な資金	農業を営む 個人・団体	1. 80	7(1) 運転資金 3(なし)	500万円				
中 山 間 地 域 経営維持資金	中山間地域の農業経営の維持・安定に必要な施設・機械資材の 購入に必要な資金	個人・団体	1. 80	7(1)	500万円				
	「農業信用基金協会の債務保証」利用可能(負債整理資金を除く) 保証料(年) 有担保 0.33% 無担保 0.33~0.73% 法人特例 0.48% ただし、災害資金は0.27%								

令和7年度 農家経営安定資金 東日本大震災農業経営対策特別資金の概要

東日本大震災により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援するため、農家経営安定資金を融通します。

資金種別

(原発事故対策緊急支援資金)

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「原発事故」という。)により 農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

対象経費

- (ア) 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加 した農業者等が、営農のため緊急に必要とする運転資金(簡易な施設等の整備を含む)
- (4) 原発事故の影響による避難農業者等が、福島県内での営農再開のため必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金
- (ウ) 原発事故の影響により作付けが制限されている区域等において作付け再開する農業者等が、必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金

貸付限度

原発事故対策緊急支援資金

個人 1,000万円 団体・法人 1,200万円

貸付利率 1.7%以内(農協取扱いにあっては無利子)※R7年度の利率、4月1日時点の利率で固定

償還期限 10年以内(うち据置3年以内)

福島県農業信用基金協会の保証制度が利用可能

- 1) 保証料率 年 O.27% 2) 保証割合 100%
- 3) 担保・保証人 ・個人:原則無担保・無保証人 ・法人:代表者個人連帯保証により無担保
 - 任意団体: 任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保 無保証人
- ※ 債務延滞者等に無担保・無利子で保証引受を行う、福島県農業信用基金協会が実施する農業経営復旧対策特別保証事業(国事業)による債務保証の利用も可能です。この場合の貸付限度額については、同事業による農家経営安定資金適用基準に定める貸付限度額の範囲となります(なお、保証料率は年0.33%です。)

取扱融資機関 各総合農協、県酪農協、東邦·福島·大東の各銀行、福島·二本松·郡山·須賀川·会津の各信用 金庫

令和7年度 農家経営安定資金 原油価格・物価高騰対策資金の概要

原油価格・物価高騰により農業経営に影響を受けている農業者等の経営の維持安定を図るため 農家経営安定資金を融通します。

貸付対象者

【燃油・飼料・農業資材購入費】

原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者等

資金使途

【燃油・飼料・農業資材購入費】

農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金 (農業資材とは、ハウスフィルムやマルチ等の被覆資材及び肥料を指します。)

貸付限度額 500万円以内であって、補助残融資の場合は同事業の受益者負担経費の額 以内

貸付利率

1. 7%以内

(農協取扱いにあっては JA グループ福島の利子助成により無利子)

※ 取扱開始日(R7.4.1)の利率で固定

償還期限 5年以内(うち据置期間1年以内)

福島県農業信用基金協会の保証制度が利用可能

- 1) 保証料率 年 0.2 7% 2) 保証割合 100%
- 3) 担保・保証人
 - 個 人: 保証申込額が無担保かつ第三者保証人を徴求していない他の基金協会保証付資金 (農業近代化資金等¹を除く農業資金)の既保証額と合わせて1,500万円(認 定農業者及び特定の農業資金借入者は3,600万円)以内の場合、無担保・無保 証人。

農業近代化資金等 ¹を借り入れている場合は、無担保・無保証人の既保証額と合わせて3,000万円(認定農業者にあっては3,600万円)以内の場合、無担保・無保証人

- ・任意団体: 原則任意団体と構成員全員の連帯債務により、任意団体と構成員全員に対するすべての無担保・無保証人扱いの既往保証残高との合計を構成員数で除した額が1, 200万円以内の場合、無担保・無保証人
- ・法 人: 代表者個人連帯保証により、保証申込額が既保証額(有担保及び農業近代化資金 等²を除く)と合わせて3,000万円(認定農業者及び特定の農業資金借入者は 3,600万円)以内の場合、無担保。

農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保の既保証額と合わせて6,000万円(認定農業者にあっては7,200万円)を無担保の上限とする。

- 1 農業近代化資金、農業改良資金、農業改良資金(公庫転貸)、金融公庫資金、農業経営改善促進資金、畜産特別資金
- ² 農業近代化資金、農業改良資金、農業改良資金(公庫転貸)、金融公庫資金、農業経営改善 促進資金、畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金

取扱融資機関

県内各総合農協(ふくしま未来、福島さくら、会津よつば、夢みなみ、東西しらかわ)、 県酪農協、東邦·福島·大東の各銀行、福島·二本松·郡山·須賀川·会津の各信用金庫

令和7年度 農家経営安定資金 令和7年2月大雪災害資金の概要

令和7年2月の大雪により農業経営に被害を受けた農業者等の経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通します。

貸付対象者

令和7年2月の大雪により農業経営に被害を受けた農業者等

資金使途

農業施設等の復旧費及び貸付対象者が営農のために必要とする運転資金 (収入保険の保険料等及び農業共済の共済掛金等を含む)

貸付限度額 300万円以内

貸付利率

1. 7%以内

(農協取扱いにあっては JA グループ福島の利子助成により無利子)

※ 取扱開始日(R7.4.1)の利率で固定

償還期限 5年以内(うち据置期間1年以内)

福島県農業信用基金協会の保証制度が利用可能

- 1) 保証料率 年0.27% 2) 保証割合 100%
- 3) 担保·保証人
 - 個 人: 保証申込額が無担保かつ第三者保証人を徴求していない他の基金協会保証付資金(農業近代化資金等¹を除く農業資金)の既保証額と合わせて1,500万円(認定農業者及び特定の農業資金借入者は1,800万円)以内の場合、無担保・無保証人。

農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保・無保証人の既保証額と合わせて3,000万円(認定農業者にあっては3,600万円)以内の場合、無担保・無保証人

- ・任意団体: 原則任意団体と構成員全員の連帯債務により、任意団体と構成員全員に対する すべての無担保・無保証人扱いの既往保証残高との合計を構成員数で除した額が 1,200万円以内の場合、無担保・無保証人
- ・法 人: 代表者個人連帯保証により、保証申込額が既保証額(有担保および農業近代化 資金等¹を除く)と合わせて3,000万円(認定農業者及び特定の農業資金借入 者は3,600万円)以内の場合、無担保。

農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保の既保証額と合わせて6,000万円(認定農業者にあっては7,200万円)を無担保の上限とする。

- 1 農業近代化資金、農業改良資金、農業改良資金(公庫転貸)、金融公庫資金、農業経営改善促進資金、 畜産性別資金
- ² 農業近代化資金、農業改良資金、農業改良資金(公庫転貸)、金融公庫資金、農業経営改善促進資金、 畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金

取扱融資機関

県内各総合農協(ふくしま未来、福島さくら、夢みなみ、東西しらかわ、会津よつば)、東邦·福島·大東の各銀行、福島·二本松·郡山·須賀川·会津の各信用金庫

農業近代化資金

農業者等が農業経営の近代化を図るのに必要な長期で低利な資金です。

【取扱機関:農協、銀行、信金、信組等】

資金の種類	資 金 の 使 途	利用形態	償還期限 (うち据置期間)注(1)	貸付利率 (令和7年5月19日現在)	貸付限度額	備考
	畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧、取得(復旧に必要な資金は、認定農業者及び集落営農組織等のみ)	個人利用 共同利用	認定新規就農者 10 その他一定の要件を 7 満たす農業者 7 (農機具のみの場合) 10 認定農業者 15	(7) (5) (3) (2) (5) (2) (2) (7)	[個人利用] 個人 1,800万円 (特認 2億円) 法人 2億円 農業参入法人 1億5千万円	《貸付対象者》 [個人利用] ・認定農業者 注(2) ・認定新規就農者 ・その他の一定の要件を ・活たす農業者、注(4) ・農業参入法人 原則5年以内に認定農業 者となる計画を有する農 業を営む法人 [共同利用:
(0円次人)	条例、多年生早本、条、化水で の他永年性植物の植栽、育成 (その他永年性植物の植栽、育成 は認定農業者及び集落営農組織等 のみ) 乳牛その他の家畜の購入、育成	英同利用 個人利用	その他一定の要件を 15 満たす農業者 15 認定農業者 7 認定新規就農者 10 その他一定の要件を 7	(7) (7) (2)		農協、土地改良区、共同 利用事業を行う団体等 《融資率》 総事業費の80%以内
(3号資金) 小 土 地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模 の農地、牧野の改良、造成、復旧 (復旧に必要な資金は、認定農業 者及び集落営農組織等のみ)		 	(2) (7) (5) (3)		(認定農業者・集落営農 組織に係る融資率の特例 を受ける場合、100%の 融資率となります。) (注2)
(5号資金)	農業経営の規模拡大、その他農業経営の規模拡大、その他農業経営の改善に必要な長期運転資金 1 農地又は採草放牧地の賃借権等の権利知等の場合の権利金支払の時払い 2 農機具、運搬用機具等の賃借を取得の告責を担け、3 能率的技術、経営方法習得のための研修 4 品種の転換 5 農商産物の需要開拓のための理機 5 農商発、通信・情報処理機材取取 6 営業権、商標権、研究開発等の費用 7 農業経営を法人化するため又加するための経費 機業経営の規模を対して表人に参加するための経費 表表の合理化等農業費、その他の費用	個人利用	認定機業者 15 認定新規就機者 17 その他一定の要件を 満たす機業者 15		物輸出等の攻めの 地図に位置付け 金融協会の利子 軽減措置(最大 最長15 年間)。 同 営発展支援金融 票地図に位置付い 担軽減措置を受 強化資金利子助 までで	D経営展開に取り組 られた等の認定農業 助成により、貸付当 2%、以下同じ。)、 まで、償還期限に応 水準での融資が受け 対策事業)。 けられた等の認定農 子助成により、貸付 けて融資が受けられ 成金等交付事業)。
農 村 環 境 整 備 資 金 (6号資金)	診療施設その他の農村における 環境の整備のために必要な施設の 改良、造成、取得	共同利用	20	(3) 「復興枠」について 原発事故により影響 経営継続に役立つ資 詳しくは9ページをご	金です。	業者の皆さんの農業
大臣特認資金	給排水施設の改良、造成、取得	個人利用	認定農業者 15 その他一定の要件を 満たす農業者 15		の債務保証 利	
(7号資金)	特定農家住宅の改良、造成、取得		認定農業者 15 その他一定の要件を 15 満たす農業者 15	(7) (7) (3) (3) (3)	有担保 0.23% 無担保 0.38% 無担保のうち特付 去人特例 0.46%	列 0.30%
	内水面養殖施設の改良、造成、 取得	個人利用 共同利用	認定農業者 15 その他一定の要件を 満たす農業者 15	(3)		

[|] 注(1) 償還期限の欄の認定新規就農者は、市町村の認定を受けた認定就農計画に従って資金を利用する人が対象となります。
注(2) 認定農業者になるには、経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。
注(3) 長期運転資金(5号資金)の資金使途、3から6については、認定農業者等(認定農業者及び認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者)のみが、7から8については、認定農業者等、集落営農組織及び集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者のみが対象となります。また、2については認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用器具に限り対象となります。

注(4) 集落営農組織が借入を行う場合には、経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

ご存知ですか?

農業近代化資金(復興)

福島県では農業近代化資金に復興枠を設けております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により影響を受けている農業者の皆さんが農業経営を継続するに当たり、お役に立てる資金です。

既存の農業近代化資金にはない優遇措置がございますので、ぜひご活用ください。

貸付対象者

認定農業者等であり、かつ次のいずれかに該当する者。

- ① 被災12市町村の農業者で、営農を再開して2年を経過した者
- ② 被災12市町村の農業者で、避難先で営農を再開して2年を経過した者
- ③ 被災12市町村の農業者と共同で、農業を営む法人又は団体
- ④ 被災12市町村の農業者を雇用し、農業を営む法人又は団体
- ⑤ 原発事故の風評被害等により、農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等

優遇措置

福島県農業信用基金協会の債務保証料の1/2を助成します。

通常保証料率(年)は、次のとおりです。

(有担保: 0.23% 無担保: 0.38% 無担保のうち特例: 0.30% 法人特例: 0.46%)

貸付利率

1.80%(令和7年5月19日現在)

貸付条件

優遇措置に掲げた以外の貸付条件等は、通常の農業近代化資金と同じです。

※詳しくは金融機関の融資担当者にお尋ねください。

取扱金融機関:各総合農業協同組合、福島県酪農協同組合、東邦・福島・大東・第四北越・常陽の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・白河・会津・ひまわりの各信用金庫、農林中央金庫

福島県

農業経営負担軽減支援資金

既往債務の負担を軽減するための借換資金です。

【取扱機関:農協、銀行、信金、信組等】

	資	金	Ø	使	途	事業実施期間	貸付利率 (令和7年5月19日現在)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
は次のとおり 〇国の制度資 率が5%を超) ₹金(農業 えるものが	近代化資金 対象とな	:、㈱日本IJ る。	女策金融公	借換え(主な取扱い 冷庫資金等)は貸付利	平成13年度	年 % 1.80	年以内 10(3) 特認 15(3)注(1)	制限なし
○県単制度資金 (農家経営安定資金等) は貸付利率に関係なく対象となる。 ○営農に関係ない負債や営農に関係あるかどうか不明な負債は対象とならない。 ○買携未払金等の負債は対象とならないが、証書貸付に切り換えた場合は対象となる。 (個人=原則として物的担保とし、必要により連帯保証人も徴求。法人=対象となる。									

注(1) 特認は既往債務の年間償還額等からみて、特に必要と認められる場合に適用されます。

スーパーS資金 (農業経営改善促進資金)

農協等が融通する認定農業者のための短期運転資金です。

【取扱機関:農協、銀行、信金、信組等】

資 金 の 使 途	貸付利率 (令和7年5月19日現在)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
農業経営に必要な短期運転資金 (次の具体例のとおり) ○種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ○肉用素畜、中小家畜等の購入費 ○小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 ○営農用施設・機械の修繕費		年以内 当座貸越、手形貸付(設定 した極度額の範囲内で1年 以内に随時借り入れて随時 返済する)及び証書貸付	個人 500万円 法人 2,000万円 (畜産又は施設園芸を含む経営 の場合は、それぞれの4倍とな る)
○地代(賃借料)及び営農用施設・機械のリース・レンタル料○生産技術、経営管理技術の修得費○市場開拓費、販売促進費等	保証料(年) 無 有	協会の債務保証」利用可能 担保・無保証人の場合 0.4 担保の場合 0.2 人特例 0.7	28%

注(1) この資金を利用できる期間は、認定を受けた農業経営改善計画の実施期間内で原則5年間です。 注(2) 融資機関は、事前に県と協議が必要です。

畜産リノベ資金(大家畜・養豚特別支援資金)

畜産業を営む方の既往債務の負担を軽減するための借換資金です。

【取扱機関:農協、銀行、信金、信組等】

資 金 の 使 途	貸付利率 (令和7年5月19日現在)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
畜産経営が抱える営農負債を長期・低利の資金に借り換えることにより経営再建を支援する資金 経営改善資金 毎年の約定償還額のうち償還困難な額の借換に要する資金 経営継承資金 後継者が経営を継承すると認められる経営が当該経営の安定 に必要な限度で既借入金を一括して借換に要する資金	年 % 1.50 (貸付日の利率となります。) 貸付日 (年4回) 5月末 8月末 11月末 2月末		知事が承認した「経営改善計画 書」に記載された額

注(1) 貸付期間は、令和5年度~令和9年度です。 注(2) 経営改善計画書を融資機関に提出し、県主催の畜産特別資金審査委員会の審査を受け、(独) 農畜産業振興機構と協議 する必要があります。

家畜疾病経営維持資金

高病原性鳥インフルエンザの発生等により影響を受けた畜産経営体が畜産経営の再開等に必要とする営農資金です。

【取扱機関:農協、銀行、信金、信組等】

資金の使途	貸付対象者	貸付利率 (令和7年5月19日現在)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、飼料・営農資材等の購入、抵等の支払い等畜産経営の再構特に必要な営農経費	○経営再開資金 家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者 ○経営継続資金 家畜伝染病等の発生に伴い経営継続が困難となった者であって、次に該当する者・家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者・移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの・輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの	年 % 1. 525	7(3)	○経営再開資金 個人:2,000万円 法人:8,000万円 公経営継続資金 家きん 5.2万円/100羽
	○経営維持資金 家畜等の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受けた者	1. 80	7(3)	○経営維持資金経営継続資金と同じ

注(1) 貸付期間は、令和5年度~令和9年度です。 注(2) 高病原性鳥インフルエンザのほか、低病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫等の家畜伝染病が対象です。 注(3) 借入希望者は畜産経営維持計画を作成し、県又は(独)農畜産業振興機構理事長の承認を受ける必要があります。

㈱日本政策金融公庫資金(1) スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)

認定農業者のための長期低利資金です。

【取扱機関:㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行、信金、信組等】

資 金 の 使 途	貸付利率 (令和7年5月19日現在)	償還期限 (うち据置期間)	貸	付	限	度	額	債	務	保	証
農業経営改善計画の達成に必要なすべての資金 (次の具体例のとおり) ○農地等の取得、改良等 ○農業経営用施設・機械等の取得、改良、造成 ○農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の取得、改 員、造成 ○借地権、機械等の利用権その他無形固定資産の取得等 ○家畜、果樹の導入 ○長期運転資金 ○段期運転資金 ○経営の安定に必要な資金(負債の整理(制度資金は除く)等) ○公庫資金の借り換え	年 % 0.95~1.80 記定農業者又は農地中間管	令和7年度に貸付決定がさ 付当初5年間に限り、最大 子化)が適用されます。 認定農業者等で、新た (経営展開計画)を策定し 下、貸付当初5年間に限り 無利子化)が適用されま	10((特語 (特語 (特語 (特語	認6億F 認20億 認20億 営の安 実額は 5,000	で円) 定に必 で円 で円 で2,000		き金の場	「農業 務保証」 保証料(無担保・ 「有担保の	信利年無 場代 の 合表	基金能人ち個). 38% 特例). 32%). 23% 人連帯保

㈱日本政策金融公庫資金(2) 青年等就農資金 (無利子)

新たに農業を始める方等を支援するための無利子の資金です。

【取扱機関:㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業等】

資 金 の 使 途	貸付対象者	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額	債務保証
青年等就農計画の達成に必要な次の資金(ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。) ○農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や販売施設等 ○家畜の購入費、果樹や茶などの新値・改植費のほか、それぞれの育成費 ○農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払い(※農地の取得費用は対象外) ○経営に伴って必要となる資材費など	認定新規就農者 ※市町村から青年等就 農計画の認定を受けた 個人・法人	年以内 17(5)	3,700万円 (特認1億円)	実質的な無担保・無保証人制度 担保:原則として、融資対 象物件のみ 保証人:原則として個人は 不要、法人で必要な場合は 代表者のみ

注(1) 貸付を受けるには、青年等就農計画を作成して市町村の認定(認定新規就農者)を受ける必要があります。 注(2) 国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象外。ただし、県単独補助事業や融資残補助事業(経営体育成支援事業)は対象となります。

㈱日本政策金融公庫資金 (3) 農業改良資金 (無利子)

農業の担い手が自らの創意工夫による新作物や新技術の導入、地域産業6次化の推進を支援する無利子の資金です。

【取扱機関:㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行、信金、信組等】

農業改良措置の内容	資 金 の	使 途	貸付対象者	償 還 期 限 (うち据置期間)	貸付限度額
1 新たな農業部門の経営の開始 (新規の作物・家畜等を導入し、進来取り扱のでは、 (新規の作物・家ない作目区分へへ進 とした場合) 2 新たな加工の事業の経営の開始 (自ら生産した農畜新たに開始する場合及び既に加工の事業とした機構ができない新しい加工の事業と関始する場合というがに来るなり、 場合及び既に来るない新しい加工の新たな生産方式の技術で、品の質別域あるいは環境の保全に資するものを導入 (新たな大・労働の場合) 3 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の技術で、品の質別域あるいは環境の保全に資するものを導入 (新たな大・労働の表別、の力ので対対のでは環境の保全に資するものを導入、と、主意を動となる。 (新たな大・労働の方式の事業) 4 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の保全に資するものを導入 (主意、大・労働の場合) 5 連携生の農業者等の経験が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	1 施設 (農機具成又 2 永年性植物の 4 農職 2 東 2 東 2 東 2 東 2 東 3 家 6 の 3 東 3 家 6 東 3 東 3 東 3 東 3 東 3 東 3 東 3 東 3 東 3 東	は取得 (は取得 (は取得) (は取得) (はない) (はな	又成した。 文は農業者が主たくたの。 大きなでれり、 でれり、 でれり、 でれり、 でれり、 でれり、 でれり、 では農産をでれり、 では連ず受い、 のでは、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	年以内 ①特定地域(条件不利地域) において借り。 12(5) ②持続農業法に基づく資金を借り受ける場合 12(3) ③農商工等連携の企業を計画に要求者が計合 工等連携のでは、工作を表示して、 12(5) ④バイオ燃料法のと、工作製造では、一般が計画では、一般が計画で、大力が計画で、大力が対象を表示して、 12(3) ⑤大学業者が記さると、 12(3) ⑥大学業者が記さると、 12(3) ⑥大学業者が記さると、 12(3) ⑥ 6 次産業化を場合 12(3) ⑥ 6 次産業化を場合 12(3) ⑥ 6 次産業化を場合 12(3) ⑥ 6 次産業との認定者が必めに借り受ける場合 12(5) ②認定中小企業者 12(5) ②認定中小企業者 12(5) ②認定単造事業者 12(5) ③ 認定単進事業者 12(5)	個人 5,000万円 法人 1億5,000万円

㈱日本政策金融公庫資金(4)

財政融資資金を原資とした、農業者等の生産力の維持増進等に資するための長期で低利な資金です。

【取扱機関:㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行、信金、信組等】

						4X 1/X 1/X 1	i . ((4) [1 74]		文店展外水座事果、	. 辰励、蚁门.	, ID W \	10 /1	147	
資金	金の種類	資	金	Ø	使 i	<u>余</u>	貸付対象者	貸付利率 (令和7年5月19日現在)	償還期限 (うち据置期間)	貸	付 限	度	額	
+ -	は フト	MIN ACT NV 3: 4 // 1-	寺・被 くず済な経す況に ないでするなどでは、 ないでは、	す受 又よ失 環がたた 行殺受 のき	めの業 と の の の の の の の に 。 に 。	の再建に 豚熱、鳥 動制限 経営の農 他の農業 により、	一定の要件を満たす農業者	年 % 0.95~1.55	年以内 15(3)	[一般]600万 [特認]年間 記記帳を行っ れる場合)	経営費等の			
	上 体育成 化資金	効率的かを担 うない。 一般では のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは の	旦う農業 資金 野の、農 野の、農村 の植通、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	構造の や造具 成 等 畜	確立をす 、農地等 の借賃全 の購入育	るための の取得 明時 成等、農	農業を営む業 個人産業 と 機 人 と 法 と 農 機 、 と 、 と と と と と と と と と と と と と と と と	1.80	25 (3)	内 個人・農業参え 法人・集落営 (1)前向き投資 融資率80% (2)償還負担軽剤				
		②償還再生 質選再存当 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	備資金 負債(制) 整備資金 骨化資金				農業を営む業・ 個人生産 生 生 生 業 機 ・ と 機 き と と と と と と と と と と と と と と と と と	1.80	25 (3)	個人1,000万 (特認1,750万 法人4,000万 (3) 償還円滑付 認定後5年 還する制度)	円 「円 特定2 「円 化資金 間(特認1	10年間	引)に償	
	貸付対象	! 者=中山間地	 域内で事	業を行	テう農林)	今音業魚	! 中山間地域の	! 農林水産物を取り#	 吸う会社等	ļ				
中山間地		中山間地域 使用する製造 て、新商品、 の開拓、事 験研究費、 **	き、加工、 新技術の 業の提携が	、販売 の研究 に必要	を行う事 開発や利 な施設の	業であっ 用、需要	大企業以外 2億7千万円 2億7千万円 注.大企業及 満の貸付の	日超1.80なび中小企業10年未	15(3)	限度なし 借受方法が転行 ①農業を営むす 保証料(年) 無担保・無保	者		リ用可能 0. 38%	
域活性化資金	保健機能 増進施設 整備資金	体験農園、	林間キー	ャンプ	場等の整	備	大企業以外 2億7千万円 2億7千万円 注. 大企業及 満の貸付の	日超1.80び中小企業10年未	15(3)	716 有担保の場合 (法人=役員値 金額制限有) ②その他	のうち特(、証、	0. 32% 0. 23% その他保証 0. 32%	
	生産環境 施設整備 資金		簡易給持	排水施	設等の整	備		1.80	25 (8)					
過弱	山 村 · 地 域 改善資金		战、繁殖⁴ ○たけ、>	牛や乳 なめこ	牛等の購 等)関係	入、特用 幾械・施	農業を営む 個人、農 人、農 人、 長 利用 う 団 体等	年 % 補助 1.95 (共同利用) 2.95 非補助 1.80	年以内 25(8)	補助事業 負非補助事業 負担する額の か低い額 個人1,300万 法人5,200万円)	円(特例	又は J2, 60	次のいずれ 0万円)	

	資金0	の種類		資 金 の 使 途	貸付対象者	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
農施	林設		業	共同利用施設 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な 共同利用施設及びその他共同利用施設の改 良、造成、復旧又は取得	土地改良 区、農協等	0.95~2.00	20(3)	負担額の80%
				主務大臣指定施設 ①アグリビジネス強化 (スーパーW) 農産物加工処理施設、農産物保管貯蔵施 設等の改良、造成等	認定農業 者・認定農 業者が設立 した法人	1.80	25(5) 又は10(3)	事業費の80%以内 (特例90%以内)
				②環境保全型農業推進 環境保全型農業を行うのに必要な施設(畜 産業に係るもの・農産物販売施設を除 く)	農業等を営 む個人・法 人等	1.80	15(3)	負担額の80%以内 又は個人3,500万円、法人7,000万円の いずれか低い額
				③災害復旧 被災した農舎・畜舎・農業生産環境施設、 農機具及び運搬用器具等の復旧	農業等を営 む個人・法 人等	0.95~1.80	15 (3)	負担額の80%以内 又は1施設当たり300万円(特任600万円)のいずれか低い額 ただし、非常災害の場合は、1施設当たり1,200万円
農整		基 資		1 農地、牧野の改良・造成事業 ① ほ場整備・開畑・埋立・干拓・草地 造成・優良牧草の導入等	農業を営む	補 助 県 営 1.95 団体営 1.80		対象事業の当該年度地元負担額 ただし、最低限度額は1件当たり50万円
				② かんがい排水施設・農道・牧野等の 保全利用上必要な施設の改良、造成	個人、土地 改良区、農 業者の組織	非雄助 1.80	25 (10)	たたし、取仏成及領は1件目だり50万円
				2 災害復旧事業 農地・牧野又はその保全利用上必要な 施設の災害復旧 3 調査設計等 ①調査設計 ②換地設計 ③団体営地形作成 ④災害復旧事業計画概要等作成	する法人・団体等	災害復旧 0. 95~1. 80		
	担い農地		金	担い手育成農地集積事業による農地、牧野 の改良、造成(農業基盤整備資金と併せて借 入れる場合に限る)	農個人良等育積てた営法地農い土土農い土地との成事採の、区の成事採のはいません。	無利子		対象事業の年度事業費の10%相当額又 は当該年度負担額の6分の5相当額のい ずれか低い額
:	畜産経営環	音 産業 を営む 者	LA C. L'S. 10 APR 11 APR 1	① 処理高度化施設の改良、造成、取得 ② 処理高度化施設の賃借料、利用料 ③法人への参加に必要となる処理高度化施設 の取得(現物出資)又は出資 ※ 処理高度化施設:畜舎、たい肥舎、サイ 家畜用水施設、牧さく、排水施設、農産 物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、裏農模 具保管修理施設、ふ卵育すう施設、家畜管理 所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、未 利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具	畜産業を営事高 を営事高 を関い の を 受け に 施 画のけ る う の に た る の の に た る の の た う の た う の う く う く う く う く う く う く う く う く う く		20(3) 賃借料等 一括支払 等の場合 15(3)	融資率80% (特認90%) 個人 3,500万円 (特認1億2,000万円) 法人 7,000万円 (特認4億円)
	境調和推進資金	井 后 利 月	i)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進 に必要な共同利用施設・機具の改良、造成、 取得	農合同会を組入団事利備定る協農合富を担くしていた。 はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた	1.80	20(3) 賃借料等 一括支払 等の場合 15(3)	融資率 80%

注(1) 特認、特定及び特例は、一定要件に該当した場合等に貸付の限度額が引き上げられます。 注(2) ㈱日本政策金融公庫資金の貸付けは、金融公庫が直接貸付けを行う「直貸」、銀行等に業務委託を行っている「委託貸」、農協等を経 由して貸付を行う「転貸」があり、資金ごとに貸付方法が定まっています。 なお、農協転貸の場合は福島県農業信用基金協会の債務保証を受けることができます。 保証料 ①農業を営む者→ (年)無担保・無保証人の場合-0.38% 有担保の場合-0.23% 法人=代表者個人連帯保証、その他保証金額制限有 ②その他→0.32% 注(3) 経営体育成強化資金については、農業参入法人・集落営農組織等が借入を行う場合には、経営改善資金計画について市町村特別融資制 度推進会議の認定を受ける必要があります。 注(4) 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金については、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた農業者等への特例措置があります。

農業制度資金を利用する際の注意事項

農業制度資金は、国、県、市町村からの補助金により支援されて いますので、次のような行為は行わないでください。禁止されてい る行為を行った場合や、義務づけられている行為を怠った場合は、 融資した資金や補助金を返還して頂くことがありますので、ご注意 ください。

また、借入申込みから貸付実行にいたるまで、農林事務所等の認 定審査会の開催、融資機関等による担保の設定や登記等により、1 ~2か月程度かかることもありますので、余裕を持って手続きを 行ってください。

1 目的外使用の禁止

農業制度資金は、申請されたときに提出された事業内容につい て審査・決定しますので、融資した後、原則として事業内容を変更 することは出来ません。

2 事前着工の禁止

農業制度資金はこれから行おうとする事業に融資する資金です ので、原則として、利子補給承認日又は貸付実行日の前に行ってい る事業や既に完了している事業に対しては、使用できません。

◆貸付利率について

国・県・市町村が利子補給を行うことなどにより、低利になって います。

各資金ごとに記載してある利率は、金利情勢に応じて改定されま すので注意してください。

◆償還期限等ついて

償還期限は、資金ごとに対象となる機械・施設の減価償却期間な どを基に決めることになります。一般的に長期で有利になっていま すので、据置期間を上手に利用して、無理のない返済計画を立てて ください。

なお、毎年の償還回数や償還日が制限されている場合もあります ので注意してください。

償還方法は、元金均等償還(元金の償還額を毎回均等にする方 法)と元利均等償還(元金と利息を合わせた償還額を毎回均等にす る方法)がありますが、利用できる方法が決まっている資金もあり ます。

◆貸付限度額について

事業に必要な経費の全額を借りられる資金と事業費の一定割合 (80%が多い)が限度になる資金がありますが、経営規模等から見 て投資できる適切な範囲を超えないよう事業計画を検討してくださ

事業費の全額を借りられるときでも自己資金に余裕がある場合 は、自己資金を使ってなるべく負債を少なくすることが大切です。

◆借入れ手続きについて

資金ごとに借入れ手続きが異なりますが、主な手続きは次のとお りです。

【農業近代化資金】

県と利子補給契約を締結している農協等の融資機関へ借入申込希望書兼経営改 善資金計画書、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書を提出し、融資 機関から農林事務所に利子補給承認申請書を提出していただきます。

なお、認定農業者の方が特例措置(貸付利率及び融資率)を受ける場合は、経 営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があ ります

【農家経営安定資金·農業経営負担軽減支援資金】

県と利子補給契約を締結している農協等の融資機関へ借入申込書を提出し、融 資機関から農林事務所に利子補給承認申請書を提出していただきます。

なお、農業経営負担軽減支援資金については、あらかじめ経営改善計画書を作 成して、農林事務所が主催する経営診断会議の経営診断を受ける必要がありま

【㈱日本政策金融公庫資金】

㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業又は公庫資金の取扱いを行っている 農協等の融資機関へ借入申込書を提出していただきます。

なお、経営体育成強化資金で負債整理を含まない場合は、借入申込書提出時に 経営改善資金計画を併せて提出していただくこととなります。

また、経営体育成強化資金で負債整理を含む場合については、あらかじめ経営 改善計画書を作成して、農林事務所が主催する経営診断会議の経営診断を受ける 必要があります

【農業経営基盤強化資金】

㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業又は公庫資金の取扱いを行ってい る農協等の融資機関へ借入希望申込書、借入申込書及び経営改善資金計画書を提 出していただきます

また、経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受け る必要があります。

なお、無利子化等の条件については、 ㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産 事業にお尋ねください。

【農業経営改善促進資金】

福島県農業信用基金協会と基本契約を締結している農協等の融資機関へ資金利 用申込書兼借入申込書を提出していただきます。

なお、申込書について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があ ります

【農業改良資金】

(株)日本政策金融公庫福島支店農林水産事業へ借入申込希望書、貸付資格認 定申請書及び経営改善資金計画書を提出していただきます。

なお、経営改善資金計画について、県の認定を受ける必要がありますが、それ らの手続きは公庫を経由して行います。

なお、詳しくは農協等の融資機関、市町村、市町村農業委員会、県の農林事 務所等にご相談ください。

◆担保・保証人について

資金の貸付けを行う融資機関の判断によりますので、融資機関へご相談くださ LV

窓 制 訟 余 \mathcal{O} 相

《農林事務所農業振興普及部》

Tel $0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-2\ 6\ 0\ 4$ 県 北 Tel 0 2 4 - 9 3 5 - 1 3 0 7 中 県 県 Tel. $0\ 2\ 4\ 8-2\ 3-1\ 5\ 5\ 7$ 南 슺 津 ${\rm Tel}\; 0\; 2\; 4\; 2 - 2\; 9 - 5\; 3\; 0\; 2$ 南会津 $\mathbb{T} 0 \ 2 \ 4 \ 1 - 6 \ 2 - 5 \ 2 \ 5 \ 3$ Ter $0 \ 2 \ 4 \ 4 - 2 \ 6 - 1 \ 1 \ 4 \ 7$ 相 双 いわき $\text{Tel } 0 \ 2 \ 4 \ 6 - 2 \ 4 - 6 \ 1 \ 6 \ 0 \\$

《農業普及所》

双葉

伊 達 $\text{Tel } 0 \ 2 \ 4 - 5 \ 7 \ 5 - 3 \ 1 \ 8 \ 1 \\$ $\text{Tel } 0 \ 2 \ 4 \ 3 - 2 \ 2 - 1 \ 1 \ 2 \ 7 \\$ 安達 田 村 Tel $0\ 2\ 4\ 7-6\ 2-3\ 1\ 1\ 3$ 須賀川 Tel $0\ 2\ 4\ 8-7\ 5-2\ 1\ 8\ 0$ **宣**多方 Tel $0\ 2\ 4\ 1-2\ 4-5\ 7\ 4\ 3$ 会津坂下 1110242-83-2112

Tel 0 2 4 0 - 2 3 - 6 4 7 4

《㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業》

Tel 0 2 4 - 5 2 1 - 3 3 2 8

ホームへ゜ーシ゛アト゛レス http://www.jfc.go.jp

《福島県農業信用基金協会》

業 務 部 Tn O 2 4 - 5 5 4 - 3 2 2 5

《福島県農業会議》

Tel 0 2 4 - 5 2 4 - 1 2 0 1

《福島県農林水産部》

農業経済課 10024-521-7349

ホームへ。ーシ゛アト゛レス

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021e/kinyuugyoumu.html

Eメールアト"レス



kinyuukyousai@pref.fukushima.lg.jp